

資料6

駐車場管理運営に関する特記仕様書

1 概要

船橋市運動公園及び法典公園に係る指定管理業務のうち、駐車場の管理運営について定めるものである。

なお、本特記仕様書に記載のない事項については、募集要項及び仕様書によるものとする。

2 対象施設

公園名	駐車場名称（※）	駐車台数
船橋市運動公園	第1駐車場	188 台
	第2駐車場	163 台
	第3駐車場	234 台（内、大型車 10 台）
法典公園	駐車場	172 台（内、大型車 2 台）

（※）駐車場の位置等については「資料2 施設・主要建築物平面図」を参照すること。

3 供用時間

公園名	駐車場名称	供用時間（※）
船橋市運動公園	第1駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで
	第2駐車場	
	第3駐車場	午前8時30分から午後5時30分まで
法典公園	駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで

（※）上記供用時間については、市長の承認を得て供用開始時刻の繰り上げ、供用終了時刻の繰り下げをすることができる。

ただし、現在以下のとおり供用時間を設定しており、本施設の運営にあたっては、以下を基準に供用時間を定め市長の承認を得るものとする。

公園名	駐車場名称	供用時間
船橋市運動公園	第1駐車場	4月～10月
	第2駐車場	午前6時00分から午後9時30分まで 11月～3月 午前7時30分から午後9時30分まで
	第3駐車場	4月～10月 午前6時00分から午後5時30分まで 11月～3月 午前7時30分から午後5時30分まで
法典公園	駐車場	午前8時00分から午後9時30分まで

4 利用料金

①船橋市運動公園

区分			金額（1日1回につき）
第1駐車場 第2駐車場	大型自動車		2,000円
	普通自動車	3時間以内	300円
		3時間を超え4時間以内	400円
		4時間を超えた場合	500円
第3駐車場	大型自動車		2,000円
	普通自動車		300円

②法典公園

区分		金額（1日1回につき）
大型自動車		2,000円
普通自動車	3時間以内	300円
	3時間を超え4時間以内	400円
	4時間を超えた場合	500円

（※）船橋市運動公園、法典公園いずれも入庫から30分は無料

（※）利用料金については、上記に掲げる額の範囲内で指定管理者が本市の承認を得て定めることとなる。両公園の利用形態やニーズ、また法典公園においては地区公園（地域住民が主に利用する公園）という位置づけや公共交通機関の状況等を踏まえ、利用料金を提案すること。

5 管理運営業務の内容

（1）駐車場利用の許可及び利用料の徴収

駐車場利用料の徴収等を行うこと。徴収方法については指定管理者の提案に基づき本市と協議の上決定するものとするが、以下の駐車場については管理機器一式の導入を想定している。

公園名	駐車場名称
船橋市運動公園	第1駐車場
	第2駐車場
	第3駐車場（一部区画）
法典公園	駐車場

なお、管理機器の導入にあたっては、指定管理者自ら機器等を設置すること。また導入する管理機器については、現指定管理者が導入している以下の管理機器を基準とすること。

【管理機器一式】

- ・発券機
- ・精算機（高額紙幣対応、キャッシュレス対応が望ましい）
- ・事前精算機（各公園に1つ以上）
- ・ゲート、キャッチャー、ループコイル
- ・満空表示灯、出庫警報灯

・料金看板

(2) 駐車場利用料の減免

船橋市都市公園条例及び同施行規則に定める利用料減免対象者に対する利用料金の減免を行うこと。

(3) 駐車場の施設の提供に関する業務

①開場・閉場点検

②駐車場への誘導及び案内

③駐車車両の保管

④場内事故防止対策

⑤苦情等に対する適切な対応

⑥駐車を拒否する自動車への対応

※②及び④に関連し、混雑が予想される日時においては誘導員等を配置し、車両の誘導等を行うこと。

なお、船橋市運動公園プール開催期間については、必ず誘導員等を配置すること。

(4) 施設及び設備の維持管理

①備品管理

②定期清掃・巡回

③防犯・防災対策

④開場及び閉場作業

⑤発券機及び精算機等の保守管理（管理機器を導入する場合）

(5) 施設及び設備の修繕

施設及び設備について、修繕等を行わなければならない場合は、利用に支障が生じることがないように速やかに実施すること。

なお、修繕等に要する費用の分担は以下のとおりとする。

項目	分担	
	本市	指定管理者（指定管理料及び利用料で賄うべき費用）
本市が設置した施設、設備	1件あたり30万円以上（見積金額であって消費税等を含む。）のうち、本市と指定管理者の協議により本市が負担するとした修繕等に係る費用	左記以外の修繕等に係る費用
指定管理者が設置した施設、設備		○

(※) 上の表区分に関わらず、指定管理者の故意または過失により修繕が必要となった場合は、指定管理者がその費用を負担する。

(6) 緊急時の対応

トラブルの発生時等、30分以内に現地で対応できる体制をとること。

(7) 利用者への情報提供

案内看板、ホームページでの案内等、利用者に対する情報提供を行うこと。

なお、船橋市運動公園プール開催期間については、駐車場の混雑状況（空車、満車等）をホームページ等で必ず案内すること。混雑状況の更新は少なくとも1時間に1回以上行うこと。

（８）統計業務

利用台数、利用料金収入、利用料免除件数等の実績を統計し、毎月本市へ報告すること。

6 その他留意事項

（１）公園内行為許可について

本市は、「2 対象施設」の範囲内において、船橋市都市公園条例第6条の規定に基づく行為許可を行う場合があるが、その場合、指定管理者は市に協力するものとする。

（２）大型車両の対応について

本駐車場については、大型車両の入庫を想定している。入出庫の管理方法及び駐車場所等については、本市と指定管理者で協議するものとする。